

入札説明書

ロータリー除雪車の調達に係る入札に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 入札公告日 令和6(2024)年11月8日(金)

2 入札に付する事項

(1) 案件名及び購入数量 ロータリー除雪車 1台

(2) 購入物品等の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和7(2025)年3月21日(金)

なお、令和6(2024)年度栃木県一般会計補正予算(繰越明許費)が議決されたときは、納入期限を令和8(2026)年3月19日(木)まで延長することができるものとし、議決されなかったときは、契約を解除することができる旨の特約を付す。この特約に基づき契約を解除する取扱いをした場合については、栃木県及び落札者ともに、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(4) 納入場所 栃木県日光土木事務所(栃木県日光市萩垣面2390-7)

(5) その他

ア 車両登録及び諸経費(車両運搬等)を含んだ額を入札書に記載する。(重量税(種別割)・自賠責の費用は除く。)

イ 自動車リサイクル料金については、別途支払いをするため入札金額から除く。

3 競争入札に参加する者(以下「入札参加希望者」という。)に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「D 機械器具、車両類」、小分類「4 車両」

(3) 競争参加資格確認申請書提出日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

4 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390-7

栃木県日光土木事務所 管理部総務課 電話 0288-53-1211 FAX 0288-53-1218

電子メール nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和6(2024)年12月23日(月) 午後4時期限までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)又は持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和6(2024)年12月24日(火) 午後1時30分 栃木県日光土木事務所

なお、入札参加者の立会いは求めないものとするが、立会いを希望する場合は、開札日の前日(開庁日を除く。)までに(1)に連絡し、代理人が立会う場合は委任状を提出すること。

(3) 入札方法 1の(1)の案件名で、総価で入札に付する。

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(6) 競争参加資格確認通知書受領後に入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

(7) 提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

5 入札に関する質問書について

(1) 提出期限

令和6(2024)年11月14日(木) 午後4時

(2) 提出方法

仕様書等に関する質問がある場合は、栃木県ホームページに掲載されている操作マニュアル等を参考に、電子入札システムにより質問書を提出すること。

(3) 回答内容の確認

令和6(2024)年11月22日(金)までに電子入札システム上で公開する。なお、質問者に関する情報は公開しない。

6 競争参加資格確認申請書及び納入物品仕様書について

(1) 提出期限

令和6(2024)年11月29日(金) 午後4時

(2) 提出方法

栃木県ホームページに掲載されている操作マニュアル等を参考に、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。競争参加資格確認申請書の提出に併せて、電子入札システムに納入物品仕様書等を添付する。期限までに必要な書類が提出されない場合は、入札に参加することができないので注意すること。

(3) 添付する納入物品仕様書等について

ア 納入物品仕様書様式(表紙)(県指定様式)

日光土木事務所が交付する様式により表紙を作成すること。

イ 納入物品仕様書(任意様式)

日光土木事務所が交付する仕様書と明確に照合できるものを作成すること。

ウ 納入物品のカタログ、パンフレット、図面等

エ 納入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者の確認書

日光土木事務所が交付する様式により作成すること。

(4) 添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合について

競争参加資格確認申請書の提出に併せて、電子入札システムに納入物品仕様書等の代わりとして提出書類通知書(様式2)を添付する。その後、納入物品仕様書等を郵送(書留郵便)又は持参により日光土木事務所に提出すること。

なお、提出書類通知書(様式2)は納入物品仕様書等を電子入札システム以外の方法で提出する際にのみ有効となる書類であり、紙による入札参加を希望する際に必要となる紙入札方式参加承諾願(様式1)とは異なるので注意すること。

(5) 審査結果について

令和6(202)年12月6日(金)までに電子入札システムにより通知するものとする。

7 入札書について

(1) 提出期限

令和6(2024)年12月23日(月) 午後4時

(2) 受付開始

電子入札システムで審査結果が「合格」と記載された競争参加資格確認通知書を受領した後に、入札書の提出が可能となる。

(3) 提出方法

栃木県ホームページに掲載されているマニュアル等を参考に、電子入札システムにより入札書を提出すること。なお、この入札は内訳書の提出を要しない。

(4) くじ番号

落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは電子くじにより落札者を決定するため、その際に使用する3桁の番号を入力する。

(5) 注意事項

入札書の提出後は変更や取消しができない。入札する案件や金額等に誤りがないよう、十分注意すること。

8 開札について

(1) 開札日時

令和6(2024)年12月24日(火) 午後1時30分

(2) 開札方法

電子入札システムにより開札を行い、その結果をシステムで通知するものとする。なお、自身が落札したか否かに関わらず、通知名は「落札通知書」となるので、必ず開いて詳細を確認すること。

(3) 不調の場合

不調の場合は電子入札システムで「再入札通知書」を通知する。これを受領した場合は、2回目の入札があるので、通知に記載された日時までに、再度入札書を提出すること。

9 入札の辞退について

電子入札システムで審査結果が「合格」と記載された競争参加資格確認通知書を受領した後に入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。入札辞退届は入札書提出画面から提出することができる。詳細は電子調達システム入札参加者ポータルサイト(外部サイト)に掲載されている「電子入札システム(物品)操作マニュアル」等を参考とすること。

10 紙による入札参加について

(1) 概要

紙入札を希望する場合は、指定する提出期限までに紙入札方式参加承諾願(様式1)を提出するものとする。

紙入札方式参加承諾願(様式1)は、質問書、競争参加資格確認申請書(納入物品仕様書)及び入札書等のそれぞれの提出期限の2日前(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後4時まで提出が可能である。ただし、一度紙入札の承諾を受けた場合は、この入札においては電子入札方式に戻ることができず、最後まで紙入札となりますので注意すること。

また、紙入札に関し必要な事項は、紙入札の手引き(令和4(2022)年4月1日作成)に定められており、手続きに必要な様式等は栃木県ホームページに掲載されている。

(2) 各書類の提出期限

紙入札における入札書等の各書類の提出期限は、電子入札システムにおける当該書類の提出期限と同様とする。

(3) 各書類の提出方法

書類によって認められる提出方法が異なるので注意すること。

ア 紙入札方式参加承諾願（様式1）

電子メール、郵送（書留郵便）、持参

イ 質問書

電子メール、郵送（書留郵便）、持参

ウ 競争参加資格確認申請書及び納入物品仕様書

電子メール、郵送（書留郵便）、持参

エ 入札書（及び委任状）※委任状は必要な場合に限る。

郵送（書留郵便）、持参

(4) 日光土木事務所からの連絡方法

電子調達における各通知期限までに、原則として電子メールにより連絡するものとする。

(5) 注意事項

入札書等の作成方法及び作成する際の注意事項については、紙入札の手引きを確認すること。なお、入札書及び委任状に必要な事項の記入・押印漏れ等の不備があった場合は、その入札書は無効となるので注意すること。

11 その他

- (1) 電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）の定めるところによる。なお、栃木県物品等電子調達実施要領等は県ホームページ上に掲載する。

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/jissiyouryou.html>

ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札制度（公共事業以外）

> 栃木県物品等電子調達実施要領及び運用基準の制定について

- (2) 落札者の決定後、落札者が立会人型電子契約サービスを利用した電子契約による締結に同意する場合は、栃木県電子契約実施要領（令和6（2024）年4月1日施行）に定める「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第1号）」を4の(1)の場所に、電子メール等により提出すること。なお、栃木県電子契約実施要領等は県ホームページ上に掲載する。

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/denshikeiyaku.html>

ホーム > 県政情報 > 情報通信 > 電子行政サービス

> 栃木県電子契約サービス（物品・役務）